

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜)045-682-5315

(大阪)06-6260-1031

(名古屋)052-221-7221

エジプト/輸入貨物通関の事前申告制度導入について③

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、導入が延期されておりましたエジプト政府による輸入貨物通関の事前申告制度（Advanced Cargo Information : ACI）につきまして、10月1日（積み地ETDベース）より正式運用開始が予定されております。輸入者は、エジプト独自ACI システムNafeza（National Single Window for Foreign Trade Facilitation）で事前に貨物情報を入力し、ACID Number / Advanced Cargo Information Declaration Number）を取得、船積前に輸出者へ事前連絡する必要があります。

この事前申告制度導入に伴い、ACID Number のHBL・マニフェストへの記載が義務化されます。

Dock receipt (ACL データ)をご提出いただく際には、下記項目を漏れなく記載手配いただけますようお願い致します。記載漏れや誤った記載等により現地システムとの不一致があった場合、コンテナ（貨物）の積戻しやペナルティが発生する可能性がありますのでご注意ください。

敬具

記

対象貨物 : エジプト向け輸出貨物

適用開始日 : 2021年10月1日（積み地ETDベース）

記載必須項目：

1. ACID No. (19桁の番号)※BL body 欄へご記載ください。
2. 輸出者様登録番号 (17桁)
3. エジプト側荷受人様のVAT No. (9桁の番号)

以上